

3501

新版 銀行業務検定試験  
C B T サステナブル経営サポート 対策問題集

# 追加情報

本書の発刊以降における、出題傾向・形式を加味した問題を掲載いたします。  
受験に向けた学習にお役立てください。

## 【問-1】金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方

金融庁の「金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方（2022年7月）」における、金融機関の気候変動に関連する機会およびリスクへの対応に関する記述について、適切でないものは次のうちどれですか。

- (1) 金融機関は、本業支援の一環として、産官学金の連携も通じたコンサルティング機能の発揮や成長資金等の提供といった取組みを通じて、顧客企業の気候変動対応を支援することが重要であるとされている。
- (2) 金融機関に関するリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク等に分類されていたが、近年新たに気候関連リスクが新たなリスクカテゴリーに追加されることとなった。
- (3) 金融機関は、積極的に顧客企業の気候変動対応の支援を進めることが重要であるが、その具体的な進め方については、各金融機関の自主的な経営判断に基づき実施されるべきものである、とされている。

### 解説&正解

「金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方」は、金融機関における気候変動への対応についての金融庁の基本的な考え方をディスカッション・ペーパーとして整理したものであり、2021年6月に公表されたサステナブルファイナンス有識者会議報告書（持続可能な社会を支える金融システムの構築）において提言された、「金融庁の監督上の目線を盛り込んだガイダンス」にあたるものである。

気候変動への対応については、顧客企業・産業の脱炭素化に向けた支援といった金融仲介機能の発揮に関する面と、金融機関自身のリスク管理に関する面の両面が存在し、金融庁の検査・監督の幅広い分野に関連するものである。この点、同文書は、既に示されている健全性政策や融資に関す

る検査・監督の実務に関するディスカッション・ペーパーの考え方を踏まえつつ、特に金融機関の気候変動への対応についての検査・監督の考え方・進め方を示したものとなっている。

そのうち、金融機関の気候変動対応についての考え方・対話の着眼点の項目に、気候変動に関連する機会およびリスクへの対応について書かれており、以下のような記載がある。

金融機関は、本業支援の一環として、自身の持続可能な経営の確保という観点から、産官学金の連携も通じたコンサルティング機能の発揮や成長資金等の提供といった取組みを通じて、顧客企業の気候変動対応を支援することが重要である、とされている。したがって、(1)は適切である。

そして、金融機関は、積極的に顧客企業の気候変動対応の支援を進めることが重要であるが、その具体的な進め方については、自らの規模・特性に加え、気候変動に関連する様々な変化の状況・見通しや顧客企業の業種・業態や経営戦略・方針等を踏まえ、各金融機関の自主的な経営判断に基づき実施されるべきものである、とされる。したがって、(3)は適切である。

また、金融機関に関するリスクは、一般的に、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク等に分類される。気候関連リスクは、これらに新たなリスクカテゴリーを追加するものではなく、気候変動に関連する変化を発端として、これまで述べたような様々な経路により、各リスクカテゴリーのリスクを増減させる「リスクドライバー」であると位置付けられる、とされている。したがって、(2)は適切でない。

正解

(2)

## 【問-2】 サプライチェーン排出量

事業者自らだけでなく、事業活動に関係するサプライチェーンにおける温室効果ガスの排出を意味するサプライチェーン排出量に関する記述について、適切なものは次のうちどれですか。

- (1) 自社の上流に位置する原材料やその輸送、従業員の通勤や出張などによる排出量は、Scope1に該当する。
- (2) 自社における燃料の燃焼や電気の使用による排出は、Scope2に該当する。
- (3) 自社の下流に位置する製品の使用や廃棄、製品の加工などによる排出は、Scope3に該当する。

### 解説&正解

サプライチェーン排出量とは、事業者自らの排出だけでなく、事業活動に関係するあらゆる排出を合計した排出量を指す。つまり、原材料調達・製造・物流・販売・廃棄など、一連の流れ全体から発生する温室効果ガス排出量のことをいう。

サプライチェーン排出量は、Scope1排出量 + Scope2排出量 + Scope3排出量で算出される。

Scope1は、事業者自らによる温室効果ガスの直接排出（燃料の燃焼、工業プロセス）をいい、Scope2は、他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出、Scope3は、Scope1、Scope2以外の間接排出（事業者の活動に関連する他社の排出）とそれぞれ定義される。

企業（事業内容）ごとに排出状況は様々であり、必要な削減対策も異なる。そのため、サプライチェーン排出量の算定によってホットスポットを特定し、環境対策の方向性を定めることができ、効率的に削減することができることになる。

上流における原材料や輸送・配送、通勤は、Scope1、Scope2以外の間接排出であり、Scope3に該当する。

自社における燃料の燃焼は、事業者自らによる温室効果ガスの直接排出

であり、Scope1に該当し、また、電気の使用は、他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出であるからScope2に該当する。

下流における製品の使用、製品の廃棄は、Scope1、Scope2以外の間接排出であり、Scope3に該当する。

したがって、(1)、(2)は適切でなく、(3)が適切である。



○の数字はScope3のカテゴリ

正解

(3)

### 【問-3】 地域脱炭素ロードマップ

国・地方脱炭素実現会議が提唱した、「地域脱炭素ロードマップ」の対策・施策に関する以下の記述のうち、適切なものは次のうちどれですか。

ア 地方自治体や地元企業・金融機関が中心となり、少なくとも100ヵ所の脱炭素先行地域で、地域特性等に応じて脱炭素に向かう先行的な取組みを実行することとされている。

イ 地方自治体・地域企業・市民などが主体となり、全国で重点対策（自家消費型太陽光発電、省エネ住宅、電動車など）を実行することとされている。

ウ 3つの基盤的施策（①メカニズム構築、②ライフスタイルイノベーション、③ルールのイノベーション）を実施することとされている。

エ 2030年度目標および2050年カーボンニュートラルという野心的な目標に向けて、2020年からの5年間を集中期間として、政策を総動員して、地域脱炭素の取組みを加速することとされている。

- (1) ア～エすべて適切である。
- (2) ア、ウは適切であるが、イ、エは適切でない。
- (3) ア、イ、ウは適切であるが、エは適切でない。

#### 解説&正解

地域脱炭素ロードマップは、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する脱炭素に国全体で取り組み、さらに世界へと広げるために、特に2030年までに集中して行う取組み・施策を中心に、地域の成長戦略ともなる地域脱炭素の行程と具体策を示すものである。

地域脱炭素ロードマップの対策・施策の全体像は、下記のとおりである。

2030年度目標および2050年カーボンニュートラルという野心的な目標に向けて、2020年からの5年間を集中期間として、政策を総動員して、地域脱炭素の取組みを加速することとされている。

そのうち、取組1として、脱炭素先行地域をつくることが挙げられ、地方自治体や地元企業・金融機関が中心となり、少なくとも100カ所の脱炭素先行地域で、2025年度までに脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組実施の道筋をつけ、2030年度までに実行することとされている。

取組2として、脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施（自家消費型太陽光発電、省エネ住宅、電動車など）2030年度目標および2050年カーボンニュートラルに向けて、自家消費型の太陽光発電、住宅・建築物の省エネ、ゼロカーボン・ドライブ等の脱炭素の基盤となる重点対策について、地方自治体・地域企業・市民など地域の関係者が主体となって、各地の創意工夫を横展開し、脱炭素先行地域を含めて、全国津々浦々で実施する。

また、3つの基盤的施策と個別分野別の対策・施策として、脱炭素先行地域づくりと重点対策の全国実施を後押しするために、個々の分野を横断する基盤的施策として、地域の実施体制構築と国の積極支援のメカニズム構築（地域と国が一体で取り組む地域の脱炭素イノベーション）、グリーン×デジタルによるライフスタイルイノベーション、社会全体を脱炭素に向けるルールのイノベーションに重点的に取り組み、あわせて、地域と暮らしの脱炭素に関わる個別分野別の対策・促進施策にも着実に取り組むこととされている。

以上より、ア～エいずれも適切である。

正解

(1)

#### 【問－4】 中小企業向けの補助金

中小企業向けの補助金に関する以下の記述について、適切なものは次のうちどれですか。

ア 事業再構築補助金における成長分野進出枠（GX進出類型）の対象となる事業者の要件のひとつとして、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組を行う、というものがある。

イ IT導入補助金は、太陽光発電の制御など経済産業省が認めたエコシステムの導入に係る費用に対する補助金である。

ウ ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金においては、類型ごとの支援のほか、大幅賃上げに係る補助上限額引き上げ特例が拡充されており、持続的な賃上げの実現を目指している。

エ 地域脱炭素融資促進利子補給制度における利子補給の対象は、地域脱炭素に資するESG融資に限られる。

- (1) ア、イ、ウは適切であるが、エは適切でない。
- (2) ア、ウ、エは適切であるが、イは適切でない。
- (3) イ、ウは適切であるが、ア、エは適切でない。

#### 解説 & 正解

事業再構築補助金とは、新分野展開、事業転換、業種転換、業態転換、または事業再編といった事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援する制度である。

令和6年4月の事業再構築補助金 第12回公募より、ポストコロナに対応した事業再構築をこれから行う事業者を支援する成長分野進出枠、今なおコロナの影響を受ける事業者を支援するコロナ回復加速化枠、ポストコロナに対応した事業再構築をこれから行う事業者を支援するサプライチェーン強靱化枠の3つの類型となった。



成長分野進出枠（GX進出類型）の対象となる事業者は、必須要件に加え、以下の要件をいずれも満たす必要がある。

- ① 事業終了後3～5年で給与支給総額を年平均成長率2%以上増加させること
- ② 取り組む事業が、グリーン成長戦略「実行計画」14分野に掲げられた課題の解決に資する取組みとして記載があるものに該当すること

IT導入補助金は、中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX等に向けたITツール（ソフトウェア、サービス等）の導入を支援する補助金であり、対象となるITツール（ソフトウェア、サービス等）は事前に事務局の審査を受け、補助金HPに公開（登録）されているものとなる。

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金は、雇用の多くを占める中小企業の生産性向上、持続的な賃上げに向けて、革新的な製品・サービスの開発や生産プロセス等の省力化に必要な設備投資等を支援するものであり、支援類型に「省力化（オーダーメイド）枠」のほか「製品・サービス高付加価値化枠」、「グローバル枠」がある。また、類型ごとの支援のほか、大幅賃上げに係る補助上限額引き上げ特例が拡充されており、持続的な賃上げの実現を目指している。

地域脱炭素融資促進利子補給制度は、再エネ・省エネ設備投資に向けた脱炭素融資の利息の最大1%を補給する制度である。利子補給の対象は、地域脱炭素に資するESG融資に限られる。

以上より、ア、ウ、エが適切である。

正解

(2)

## 【問-5】 F I P 制度

F I P (Feed-in Premium) 制度に関する以下の記述のうち、適切なものは次のうちどれですか。

- ア F I P 制度は、再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社がプレミアムを含む固定の価格で買い取ることを国が約束する制度である。
- イ F I T 制度では、買取りの対象は太陽光発電による電気のみであったが、F I P 制度では太陽光発電のほか風力や地熱により発電された電力も買取りの対象となっている。
- ウ F I P 制度においては、基準価格 (F I P 価格) との参照価格 (市場価格に連動) の差が、再エネ発電事業者が受け取るプレミアムの額となる。
- エ F I P 制度では、再エネ電源の投資インセンティブを確保しつつ、市場統合を促しながら、電力市場全体のシステムコストの低減を図ることができると考えられる。

- (1) ア、イは適切でなく、ウ、エは適切である。
- (2) ア、ウは適切であるが、イ、エは適切でない。
- (3) ア、エは適切であるが、イ、ウは適切でない。

### 解説&正解

F I T 制度 (固定価格買取制度) は、再生可能エネルギー (太陽光発電、風力発電、水力発電、地熱発電、バイオマス発電) で発電した電気を、電力会社が一定価格 (調達価格) で一定期間買い取ることを国が約束する制度であり、電力会社が買い取る費用の一部を電気利用者から再エネ賦課金 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) という形で集める制度である。国が定める要件を満たす事業計画を策定し、その計画に基づいて新たに発電を始められる者が対象で、住宅用の太陽光など一部を除き、発電した電気は

全量が買取対象になる。なお、再エネ賦課金の単価は、全国一律の単価となるように国によって調整されている。

FIT制度は、電気の使用者のニーズや競争によって価格が決まる電力市場からは切り離された制度であり、再エネ発電事業者はいつ発電しても同じ金額で買い取ってもらえるため、電気の需要と供給のバランスを意識する必要はなかったが、需要と供給のバランスなど電力市場の状況を踏まえた発電を行い自立した電源にしていく等の要請からFIP制度が導入された。

FIP制度においては、再エネ電気が効率的に供給される場合に必要な費用の見込み額をベースに設定される基準価格（FIP価格）があらかじめ定められ、併せて参照価格も定められる。参照価格とは、市場取引などによって発電事業者が期待できる収入分のことで、市場価格に連動している。

この「基準価格」と「参照価格」の差を、「プレミアム」として再エネ発電事業者が受け取ることになる。つまり、再エネ発電事業者は、電気を売った価格にプレミアムが上乘せされた合計分を収入として受け取ることになる。

こうすることにより、再エネへ投資するインセンティブが確保されるとともに、電力の需要と供給のバランスに応じて変動する市場価格を意識しながら発電しより収益を拡大できる、電力市場全体のシステムコストの低減を図ることができるなどのメリットが発生するものと考えられる。

以上により、ア、イは適切でなく、適切なものはウとエとなる。

正解

(1)

## 【問－6】日本のエネルギー供給の状況

エネルギー分類に関する記述について、適切でないものは次のうちどれですか。

- (1) 「一次エネルギー」とは、石油、天然ガス、石炭、薪、水力、原子力、風力、潮力、地熱、太陽光、牛糞など、自然から直接採取できるエネルギーのことをいう。
- (2) 石炭や天然ガスを原料に、火力発電で得られる電力などは、「二次エネルギー」にあたる。
- (3) 一次エネルギー供給量は、二次エネルギーなどに転換され使用されるが、最終エネルギー消費量は、一次エネルギー供給量とイコールの関係になる。

### 解説&正解

「一次エネルギー」とは、石油、天然ガス、石炭、薪、水力、原子力、風力、潮力、地熱、太陽光、牛糞など、自然から直接採取できるエネルギーのことをいい、一次エネルギーを転換・加工することで得られる電力、都市ガス、ガソリンや灯油などを「二次エネルギー」という。一次エネルギーである石炭や天然ガスを原料に、火力発電で得られる電力が二次エネルギーにあたる。水素も二次エネルギーに分類される。したがって、(1)は適切である。

二次エネルギーはほかにも、軽油や重油などの石油製品、LPガス、熱なども含まれ、最終的に消費者が使う形態に一次エネルギーが転換されたものである。そして二次エネルギーが消費されたエネルギーの総量を「最終エネルギー消費」という。したがって、(2)は適切である。

日本に供給されている一次エネルギー供給量の総量と最終エネルギー消費量は同じではない。2021年度のデータでは、日本の一次エネルギー総供給を100とすると、最終エネルギー消費は66程度であり、約34が損失している。これは、国内に供給された石油や天然ガスなどのエネルギーが、消費者に届くまでに発生する発電や輸送中のロス、発電・転換部門（発電

所や石油精製工場など)での自家消費などが原因である。「一次エネルギー供給」とは、こうしたロスや自家消費を含めた全てのエネルギー量を指す一方で、最終エネルギー消費は、石油製品やLPガスなどの形で消費者が最終的に使うエネルギー量であるため、一次エネルギーの供給量からロスなどを差し引いたものとなっている。したがって、(3)は適切でない。

正解

(3)

## 【問一七】 インターナル・カーボンプライシング (ICP)

インターナル・カーボンプライシング (ICP) に関する記述について、適切なものは次のうちどれですか。

- (1) ICPとは、国の算定基準に従って、企業内でGHG排出量に価格をつけ、投資判断などに活用するものである。
- (2) ICPの価格設定のうち、外部価格の活用（排出権価格等）は、価格決定難易度は低いが、温暖化対策の実効性も小さい。
- (3) 企業内のGHG排出量に対する価格となるため、対象とするGHG Scope等はScope2のみとなる。

### 解説&正解

- (1) インターナル・カーボンプライシング (ICP) とは、低炭素投資・対策推進に向け、企業内部で独自に設定、使用する炭素価格である。企業内部で見積もる炭素の価格であり、企業の低炭素投資・対策を推進する仕組みであるとともに、気候変動関連目標 (SBT/RE100) に紐づく企業の計画策定に用いる手法であり、省エネ推進へのインセンティブ、収益機会とリスクの特定、あるいは投資意思決定の指針等として活用される。
- (2) ICPの価格設定の方法には、①外部価格の活用（排出権価格等）、②同業他社価格のベンチマーク、③低炭素投資を促す価格に向けた社内協議、④CO<sub>2</sub>削減目標による数理的な分析があり、価格決定難易度は①が一番低く、②、③、④の順に高くなるが、温暖化対策の実効性としては、①が一番小さく、②、③、④の順に大きくなる。したがって、(2)は適切である。
- (3) また、ICP適用の対象範囲とするGHG Scopeの設定は企業により異なり、Scope1は約80%、Scope2も約80%、Scope3は約10%の企業が設定している（中央環境審議会地球環境部会カーボンプライシングの活用に関する小委員会（第14回）（2021年4月2日開催）資料3「インターナル・カーボンプライシングについて」14頁に記載された、ICPの対象とするGHG Scopeの割合（CDP質問書回答日本企業120社）参照）。

正解

(2)

## 【問－8】 デコ活

デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）に関する記述について、適切でないものは次のうちどれですか。

- (1) デコ活とは、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの実現に向けた国民の行動変容・ライフスタイル転換のうねり・ムーブメントを起こすべく、新しい国民運動を開始し、世界に発信するものである。
- (2) 国民・消費者目線で、脱炭素につながる豊かな暮らしの道筋（課題と仕掛け）を全領域（衣食住・職・移動・買物）で明らかにし官民連携により行動変容・ライフスタイル転換を促進するものである。
- (3) 令和6年度の一般会計、エネルギー対策特別会計におけるデコ活関係予算の合計は、1兆円となっている。

### 解説&正解

デコ活とは、デ：電気も省エネ 断熱住宅、コ：こだわる楽しさ エコグッズ、カ：感謝の心 食べ残しゼロ、ツ：つながるオフィス テレワーク、からはじまる、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの実現に向けた国民の行動変容・ライフスタイル転換のうねり・ムーブメントを起こすべく、新しい国民運動を開始し、世界に発信するものである。したがって、(1)は適切である。

デコ活は、国民・消費者目線で、脱炭素につながる豊かな暮らしの道筋（課題と仕掛け）を全領域（衣食住・職・移動・買物）で明らかにし官民連携により行動変容・ライフスタイル転換を促進するものである。したがって、(2)は適切である。

なお、令和6年度の一般会計、エネルギー対策特別会計におけるデコ活関係の当初予算の合計は、2,940億円である。したがって、(3)は適切でない。

正解

(3)

